

～こども誰でも通園制度の概要～

資料 5

制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「**子どものための教育・保育給付**」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

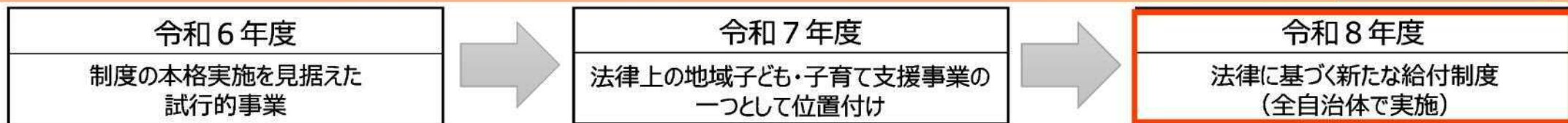
- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略） ○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的事業を実施する。	○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略） （参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略） 11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。 （支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	補助基準上一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1／2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。 ②余裕活用型 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守	①一般型 ○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1／2以上。 ○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。 ②余裕活用型 ○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討

こども誰でも通園制度への対応スケジュールイメージ

参考資料 5



全ての市町村が実施しなければならない

【国】

<令和 6 年秋頃>

こども誰でも通園制度に係る設備及び運営に関する基準(内閣府令)を制定

愛知県：R6年度 3 自治体

<令和 6 年12月>

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」中間とりまとめ

<令和 7 年 3 月頃>

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」とりまとめ

<令和 6 年度中(時期不明)>

子ども・子育て支援事業計画等に関する告示を制定

<令和 7 年度中(時期不明)>

令和 8 年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、認定申請の手続、特定乳児等通園支援事業に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等を定める内閣府令等を制定

【市町村】

令和 7 年度から実施する場合

(地域子ども・子育て支援事業として実施する場合)

<令和 7 年度までに>

- 制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）
に基づく条例改正の手続 新児童福祉法改正（秋以降）
- 市町村長による制度の実施事業所の認可手続
- 子ども・子育て支援事業計画への記載

社会福祉法人は
町の認可が必要

<令和 8 年度までに>

- 新たな給付としての実施に向けた対応
- 子ども・子育て支援事業計画への記載

【市町村】

令和 8 年度から実施する場合

(地域子ども・子育て支援事業として実施しない場合)

<令和 8 年度までに>

- 制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）
に基づく条例改正の手続
- 市町村長による制度の実施事業所の認可手続
- 新たな給付としての実施に向けた対応
- 子ども・子育て支援事業計画への記載

新子ども子育て支援法に対応する必要有

令和6年10月1日 保育所入所児童数

	施設名	定員	入所 総数	以上児 総数	種別	小計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	実施率	入所率
1	内海保育所	170	90	21	特別	21	0	0	0	7	9	5	40.6%	52.9%
				44	保育	69	4	10	11	10	18	16		
			年齢別定員			－	5	20	20	125				
2	かるも保育所	100	40	8	特別	8	0	0	0	4	1	3	32.0%	40.0%
				25	保育	32	0	0	7	8	8	9		
			年齢別定員			－	－	－	12	88				
3	大井保育所	90	46	5	特別	5	0	0	0	3	0	2	45.6%	51.1%
				30	保育	41	1	4	6	6	10	14		
			年齢別定員			－	2	4	10	74				
4	日間賀保育所	90	26	0	特別	0	0	0	0	0	0	0	28.9%	28.9%
				21	保育	26	0	0	5	6	5	10		
			年齢別定員			－	－	－	12	78				
	小計	450	202	34	特別	34	0	0	0	14	10	10	37.3%	44.9%
				120	保育	168	5	14	29	30	41	49		
5	篠島保育園	40	28	0	特別	0	0	0	0	0	0	0	70.0%	70.0%
				23	保育	28	0	0	5	6	12	5		
			年齢別定員			－	－	－	6	34				
	小計	40	28	0	特別	0	0	0	0	0	0	0	70.0%	70.0%
				23	保育	28	0	0	5	6	12	5		
	合計	490	230	34	特別	34	0	0	0	14	10	10	40.0%	46.9%
				143	保育	196	5	14	34	36	53	54		
	総合計	490	230	177			5	14	34	50	63	64		

*年齢区分は、年度途中入所児については、入所月初日の満年齢。

年齢・地区別人口

年齢は、令和6年4月1日現在

地区別	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
内海地区	3	3	8	9	6	11	10	5	17	9	10	11	54	48
	6		17		17		15		26		21		102	
豊浜地区	4	5	7	4	6	7	9	2	4	4	5	5	35	27
	9		11		13		11		8		10		62	
師崎地区	5	4	7	2	2	4	3	4	7	3	9	7	33	24
	9		9		6		7		10		16		57	
篠島地区	5	2	2	3	7	5	4	3	6	7	3	2	27	22
	7		5		12		7		13		5		49	
日間賀島地区	3	4	0	5	4	2	5	4	4	3	5	6	21	24
	7		5		6		9		7		11		45	
合計	20	18	24	23	25	29	31	18	38	26	32	31	170	145
	38		47		54		49		64		63		315	